

「中山間盛り上げ隊」 隊員募集要領

宮崎県中山間・地域政策課

中山間地域では、過疎化・高齢化の著しい進行により、集落における草刈り等の共同作業や地域行事、伝統芸能等の維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっています。このため、中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、中山間地域の集落及び市町村等（以下「集落等」という。）からの要請に応じて、集落等の行う各種活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて中山間地域の住民と都市住民との交流を推進する取組を実施します。

※ 中山間盛り上げ隊は、県が推進する「中山間地域をみんなで支える県民運動」における取組の一つです。

1 募集条件

次の条件をすべて満たす個人又は団体（家族、企業、学校、グループ等）とします。

- (1) 下記2「主な活動内容」に例示する活動に対応が可能であること。
- (2) 小学生以上であること。
- (3) 県と電子メールにより連絡ができること。

※ 特別な資格や技能は必要ありません。

2 主な活動内容

活動の内容は、中山間地域の集落等から要請のあった活動とします。

支援活動は、次に例示するものを予定しています。

- (1) 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- (2) 山水利用の集落における水源地の管理
- (3) 農作業の手伝い
- (4) 植栽・下刈り等の森林保全活動
- (5) 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策
- (6) 伝統芸能の実施サポート
- (7) 集落の祭り又は地域行事の運営補助
- (8) 集落等で作られた特産品のPR活動
- (9) その他集落等の維持・活性化を図る上で必要な活動

3 隊員登録から支援活動実施までの流れ

(1) 隊員の登録

活動を希望される個人又は団体は、あらかじめ隊員登録が必要となります。

隊員登録は、原則、中山間盛り上げ隊専用ウェブサイト（以下、「ウェブサイト」）から行ってください。ただし、ウェブサイトでの登録が困難な場合は、県が電子メール又は電話で必要な情報を聞き取り、隊員登録をすることができます。

隊員登録後、県から隊員登録完了のメールを送信します。

(2) 支援活動参加の申込み

中山間地域の集落等から隊員へ支援依頼がある度に、県から作業日程、活動内容等についてウェブサイト及び電子メールでお知らせします。団体登録隊員については、団体の連絡担当者を通じて電子メールでお知らせします。

参加を希望する場合は、ウェブサイト上の「中山間盛り上げ隊プログラム参加申込」フォームに必要事項を入力の上、申込をしてください。

(3) 支援活動参加隊員の決定

参加の申込みがあった隊員の中から、支援活動参加隊員を県において決定し、電子メールにてお知らせします。また、活動中止の案内などの緊急時の対応として、県から参加隊員の連絡先を集落等の代表者にお伝えさせていただきます。あらかじめ御了承ください。

(4) 支援活動の実施

隊員は、依頼のあった支援活動を行う現地に各自集合します。

集落等から依頼のあった支援活動に従事し、支援活動の終了後は現地解散となります。

4 活動経費の負担

- (1) 無償の支援活動のため、日当等は支給されません。
- (2) 交通費及び食費は参加者の自己負担となります。また、作業に必要な作業服、道具等が必要となる場合があります。

5 保険

ボランティア活動保険には、集落等からの申出がない限り、隊員個人の判断で必要に応じて各自加入するものとします。なお、保険料は隊員の負担となります。

6 募集人数及び参加条件

- (1) 募集する隊員の人数制限はありません。ただし、集落等の支援活動への参加隊員数は、集落等からの要請のあった人数となりますので、参加希望をしても派遣されない場合もあります。
- (2) 中学生以下の方については、保護者、教員等の同伴参加がある場合に限り支援活動への参加を可能とします。
- (3) 高校生については、保護者の同意がある場合に限り支援活動への参加を可能とします。
※ 高校生以下の方については、支援活動の内容によっては、参加できない場合があります。

7 個人情報等の取扱い

登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）及び団体に関する情報は県が管理し、支援活動の案内等の連絡調整や、集落等の代表者への提供（氏名、団体名、連絡先のみ）に使用し、それら以外の目的では使用しません。

また、支援活動状況等について、ウェブサイト、県広報、県庁ホームページ等で紹介する

場合があります。

8 登録の取消

県は、次の場合には、隊員登録を取り消すことができるものとし、次の(1)及び(2)の規定に基づき登録を取り消した際には、その旨を通知します。

- (1) 本人又は団体から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録隊員が以下の行為を行ったと認められるとき。
 - ① 法令に反すると認められる場合
 - ② 公序良俗に反すると認められる場合
 - ③ 犯罪的行為を誘発すると認められる場合
 - ④ 第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合
 - ⑤ 第三者を誹謗中傷していると認められる場合
 - ⑥ 政治、宗教、営利を目的とする行為を行っているとして認められる場合
 - ⑦ その他、隊員として相応しくない行動を行った場合
- (3) 連絡不能となったとき。

9 免責事項

県は、中山間盛り上げ隊の隊員が、その活動中に被った損害及び中山間盛り上げ隊の隊員による故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責任を負いません。